参　与　　おはようございます。
委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第１４回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前９時３０分　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が７番、信田浩則委員、２０番、田口繁委員より提出されてございます。ただいまの出席者は２２名となってございます。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から６月７日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付してございます平成３０年７月総会までの業務報告書をごらん願います。
６月７日、第１３回農業委員会総会を委員２０名及び最適化推進委員１１名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催してございます。
６月２５日には、神岡支所２階において、農用地利用調整会議を会長及び推進委員２名の出席をいただき開催してございます。
次に、６月２６日でございますけれども、秋田県農業会議の第２７回常設審議委員会が秋田市のパークホテルで開催され、会長、事務局が出席してございます。
同じく２６日、同ホテルにおいて、秋田県農業会議の第３回通常総会及び第１４回理事会、並びに市町村農業委員会会長会議が開催され、先ほどの細谷会長のご挨拶にもございましたけれども、細谷会長が秋田県農業会議の県南地区の副会長に選任されております。
さらに、同じ２６日ですが、秋田県雄物川筋土地改良区設立５０周年記念式典・講演会が横手市の松與会館にて開催され、菅原職務代理が出席してございます。
６月２７日から２８日にかけては、農業委員会委員先進地研修が青森県三沢市農業委員会において、委員１４名、事務局４名の参加による研修を実施してございます。
７月５日から６日にかけては、平成３０年度東北管内農地転用許可制度等実務研修会が仙台合同庁舎で開催され、事務局が参加してございます。
以上が主な業務報告であります。
続きまして、この会議に入る前に、配付資料の訂正をお願いいたします。申しわけございませんけれども、お配りしている資料の総会議案４７ページをお開き願います。よろしいでしょうか。
別紙（１）農業、労務管理や市場開拓等を含むエの従事状況と記した囲みの中の下から２段目、○○○○○○の住所が○○○○○○○○○○○○で切れてございますけれども、番地が抜けております。○○○○と訂正願います。
もう一つですけれども、次の最終の○○○○○○の住所も同様に切れてございます。○○○○○○○○○○○○○となっているのがわかりますけれども、○○○の誤りでございます。訂正してお詫びを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長からお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
　初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
　　（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、４番、伊藤隆康委員、５番、鈴木正雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
　　平成３０年７月１１日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１ページ、１番について説明いたします。
売買による所有権移転です。
移転する農地は大仙市松倉○○○○○○○、現況地目が畑、面積○○○○○○○○○１筆です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、７６歳。譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６５歳です。
申請理由としまして、○○○○は大根などの野菜を栽培するために、以前から畑の買い受けを希望しておりました。そこで、○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○がこれに応じてくれたものであります。
売買価格は総額○○○○で、１０アール当たりに割り返しますと○○○○○○○○○となります。
売買金額が多少高くなっておりますが、○○○○と○○○○は昔からの知り合いであり、周辺の田並みの金額とすることで両者が合意したものであります。

続きまして、３番についてご説明いたします。
農地の所在が下深井○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
贈与による所有権の移転で、譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。譲受人が○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○です。
申請理由といたしましては、双方の先代が昭和５８年ごろに売買していたものでございますが、登記を取らないまま今日まできたものでございます。今回、両者話し合いの上、申請するものでございます。

続きまして、２ページ、４番をごらんください。
農地の所在が大仙市刈和野○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか田１筆、計○○○○○○○○○○であります。
売買による所有権移転で、譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、６０歳。譲受人が○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○、６５歳です。
申請理由は、当該農地は現在、作業受託により○○○○○が耕作しておりますが、○○○○○所有の農地と隣接しているということもあり、以前より買い受けを希望しておりましたが、今回双方話し合いの結果、売買することになりました。
売買価格は総額○○○○、１０アール当たり○○○○○○○○○となっております。

続きまして、５ページから７ページ、１１番をごらんください。

３条使用貸借件の新規設定です。
農地の所在は南外○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田２３筆、畑３筆の計２７筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、７８歳。借受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○

こちらが変更前の平面図になります。
当初は資材置き場の周囲をＬ型擁壁及び勾配可変側溝とする予定でした。
次に、別冊資料３ページをごらん願います。
こちらが変更後の平面図になります。
周囲のＬ型擁壁からのり面整形の人口張芝仕上げに変更し、また勾配可変側溝については取りやめて、水路は現状としています。
変更理由についてですが、許可後、確保していた盛り土材を、ほかの事業で使用しなければならなくなり、新たに盛り土材を購入する資金が必要となり、事業費の圧縮を図るため、Ｌ型擁壁からのり面整形の人工張芝仕上げに変更したものです。
また、水路につきましては、当初図面右側の道路からも進入できるよう、勾配可変側溝を敷設する予定でしたが、鉄筋を積載した車両がこの道路を通行するには路盤が弱く、路面を壊すおそれがあることから、この道路を車両で通行するのを断念したため、水路は現状のままとしたものであります。
今回の変更申請に当たり、事業者からの説明を聞き、事業計画書、被害防除計画書を精査したところ、事業計画の変更に事業者の故意や重大な過失はなく、事業達成のため計画の変更はやむを得ないものであり、変更に関する要件は満たしているものと判断しました。
議案第２号についての説明を終わります。

議　長　　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

石山委員　　１３番の石山です。
事務局の説明のとおりでございますが、この現場は平成２９年９月に圃場申請の許可を得ましたところでありますが、盛り土を高さ約５０センチぐらいのコンクリート製のＬ型擁壁で保護したいという申請でありましたけれども、予算不足から事業変更したいということで、今後はその盛り土を保護するために人口張芝で対応したいということであります。あくまでも申請どおりいかなかったので、再申請となりました。どうかよろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございます。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成３０年７月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

１１ページ、１番をごらん願います。
位置図及び配置図につきましては、別冊資料の４ページ、５ページをごらんください。
一般住宅建築のため、転用するものです。
転用する農地は大仙市高関上郷○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○ほか畑１筆、計２筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。借受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○です。
申請理由といたしまして、借受人は現在、子供と○○○に居住しておりますが、仕事の都合により○○○から大仙市に移住することになったため、借受人の妻の父である貸付人が所有する農地を無償で借り受けて住宅を建築するもので、設定期間は３０年となっております。
許可基準における立地基準については、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４項により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、立地基準における許可基準を満たしていると判断いたしました。
また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

続きまして、２番についてご説明いたします。
位置図及び平面図につきましては、資料の６ページ、７ページをごらんください。
売買による所有権移転を受け、資材置き場に転用するものでございます。
転用する農地が大曲西根○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○。
譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○の○○○○○○。
同じく転用する農地が大曲西根○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○。
譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
これら２筆の農地の譲受人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○です。
転用理由といたしましては、譲り受け会社の事業規模拡大によりまして、既存の資材置き場が手狭になったため、会社敷地の隣接農地を取得し、製品のストックヤードとするものでございます。
売買価格につきましては、１平米当たり○○○○○○○、総額で○○○○○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、当該地はおおむね１０ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあることから、第１種農地でございますが、既存施設の拡張、これは拡張にかかわる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものに限るものでございますが、これに当たることから例外的に許可できるものとなっております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。
なお、本案件につきましては、ことし２月の農業委員会総会におきまして、農業振興地域からの除外について同意をいただいた案件となっております。

続きまして、３番をご説明いたします。
位置図及び平面図につきましては、資料の８ページ、９ページをごらんください。
賃貸借権を設定し、駐車場に転用するものでございます。
転用する農地が大曲飯田町○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○○○○です。

貸付人が○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○、借受人が○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○です。
転用理由といたしましては、借り受け会社は申請地に近い○○○○○○○○○○のお客様駐車場のピーク時における混雑を解消するため、申請地を借り受けて駐車場とするものでございます。
設定期間については１０年、賃借料は年額○○○○○○○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号ロ（１）において、第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第５条第２項第３号及び第４号に規定する許可要件を満たしているものと判断しております。

続きまして、４番をごらんください。
位置図、平面図につきましては、議案資料１０ページから１１ページをごらん願います。
売買による転用で、転用する農地が大仙市大巻○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○ほか畑１筆の計○○○○○○○○○○です。
譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。譲受人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○です。
申請理由は、○○○○○○○○○はロボット用のアームや携帯電話の部品の製造販売を行っておりますが、業務拡張に伴い従業員をふやすことから、新たに駐車スペースが必要となり、申請地を買い受け、駐車場とするものです。
売買価格は総額○○○○、１平方メートル当たり○○○○○○○となっております。
転用の許可基準における立地基準につきましては、当該農地は工場と道路に挟まれた小規模な農地であることから、農用地の集団化、利用集積等に支障を及ぼすおそれはありませんが、当該農地の北側、南側に１０ヘクタール以上の優良農地が広がっていることから、第１種農地と判断いたしました。第１種農地は原則許可できませんが、特別の立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、いわゆる拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設敷地面積の２分の１を超えないものであり、許可要件を満たすものと判断いたしました。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、不許可要件に該当せず、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、この案件は、先月の農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

続きまして、１２ページから１５ページの５番をごらん願います。
位置図及び平面図は、資料１２ページと１３ページをごらんください。
売買による所有権の移転を受け、分譲住宅地に転用するものです。
議案書１２ページから１３ページをごらん願います。
転用する農地は大仙市協和峰吉川○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○○ほか田６筆、計７筆の○○○○○○○○○○○○○○○○で、譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

次に転用する農地は同じく○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田２筆、計３筆の○○○○○○○○○○○○で、譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
次に転用する農地は同じく○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田１筆、計２筆の○○○○○○○○○○○○で、譲渡人は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
これらの農地の譲受人は○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○です。
転用理由といたしまして、ここは昨年の豪雨の影響により甚大な被害を受けた地域であります。そこで、国土交通省が実施主体となり、雄物川激甚災害対策特別緊急事業により新たに堤防を築くことになり、この工事の実施に伴い、岩瀬及び湯野沢地区に居住している方々の住居移転が必要となりました。しかし、１１世帯で移転は承諾しているものの、移転先が確保できない状態になっていたため、市がこの国の事業に対応し、農地を所有者から買い受け、この世帯の移転先として住宅団地を造成し、分譲を計画したものであります。
事業の内容につきましては、宅地面積が○○○○○○○○○○○○○○○○○、導水路面積○○○○○○○○○○○○○、緑地帯面積○○○○○○○○○○○○○○、総面積○○○○○○○○○○○○○○○○○となっています。
また、売買金額は１平方メートル当たり田が○○○○○○、畑が○○○○で、総額○○○○○○○○○○○○となっております。
許可基準における立地基準については、申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第１種農地に区分されますが、農地法施行規則第３３条第４項により、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、立地基準の許可基準を満たしているものと判断しました。
また、一般基準についてですが、宅地造成のみの転用につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域以外は原則許可できませんが、農地法施行規則第５７条第１項第５号のレにより、地方公共団体が工場、住宅、その他の施設の用に供される土地を造成する場合には不許可の例外に該当することから、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
なお、この案件は、２月７日開催の第８回大仙市農業委員会総会で農振除外案件として同意をいただいた案件でございます。

議案第３号についての説明を終わります。

議　長　事務局からの説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番についてお願いします。

伊藤委員　４番、伊藤でございます。
６月２２日に事務局と現場を確認いたしました。
先ほど事務局が説明したとおり、何ら問題ないものと確認しました。
どうかひとつよろしくご審議をお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。
案件２番についてお願いします。

判田委員　１４番、判田です。
案件２番につきまして、去る６月２６日、現場を確認いたしました。
特に問題ないことをご報告いたします。
以上です。

議　長　ありがとうございます。
案件３番についてお願いします。

渡邊委員　渡邊です。
先般、事務局と行ってまいりました。
既に宅地化、あるいは商業地域のところの残った畑地でありますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。
案件４番についてお願いします。

佐々木委員　６番、佐々木です。
事務局と現場を確認に行ってまいりました。
事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。
案件５番についてお願いします。

鈴木委員　５番、鈴木です。
先月の２６日に現場確認を行ってまいりました。
転用理由に書かれておるとおりでございますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　ありがとうございます。

参　与　現地調査、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原委員。

菅原委員　菅原です。
この１３ページ、５番ですが、これ１２ページにもあるわけですけれども、大仙市で災害のために農地を住宅地に移転するというような案件なんですけれども、まず案件について、中身については余り異論ないわけですけれども、若干聞きたいというところは、１１戸が移転するわけですけれども、この１１戸に対して、これ、有償移転なのか、それとも無償移転なのか、もしわかるようであればお聞きしたいと思っているんですけれども。

議　長　事務局、お願いします。

参　与　５番について、今、ご質問がありましたけれども、有償移転でございます。
こちらの備考のほうに書かれておる金額で、まず売買するということで、１平米当たり田が○○○○○○、畑が○○○○ということであります。

議　長　いいですか。

参　与　すみません、大変失礼しました。
移転する人方が買うということであります。

菅原委員　買うということですね。わかりました。

議　長　ほかにありませんか。

（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
平成３０年７月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　議案第４号６番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○　○○○○○○○　退席）

参　与

１８ページ、６番を説明します。
利用権を設定する農地が長野○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。利用権の設定を受ける方は○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○です。
理由は、○○○○が労力不足のため自己保全管理としていた農地を、同法人が規模拡大のため借り受けを申し出たところ、○○○○がこれに応じたものであります。
設定期間は３年、賃借料は総額○○○となっております。
本案件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号６番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号６番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第４号１番から５番及び７番から３９番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

１６ページ、２番を説明します。
所有権を移転する方は○○○○○○○○○○○○、○○○○○○。
所有権を移転したい農地は清水○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか５筆、合計○○○○○○○○○○○○です。
所有権の移転を受ける方は公益社団法人秋田県農業公社です。
農地売買等新事業の１０年分割型による売買で、買い受け予定者は○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。
理由については、○○○○が生活資金の捻出のため、現在利用権設定により耕作している○○○○○に売買の相談をしたところ、○○○○○がこれに応じたものであります。
売買価格は１０アール当たり○○○○、総額○○○○○○○○○○となっております。

続きまして、３４ページから４１ページ、３１番から３９番までを説明します。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。
内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますので、ご了承願います。
利用権を設定する農地は、３１番の大仙市大曲西根○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○ほか田７０筆、合計７１筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、３１番の○○○○○○○○○○○○○○○

（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号１番から５番及び７番から３９番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号１番から５番及び７番から３９番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」を事務局より報告願います。

参　与　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
平成３０年７月１１日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より報告願います。

参　与

４２ページをごらん願います。
事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市清水字野口田中６１番地、農事組合法人清水東部、代表理事、細谷精悦。
２番、大仙市板見内字北畑１８６番地２、農事組合法人本郷農園、代表理事、新田幸祐。
３番、大仙市太田町国見字国見田９８番地、農事組合法人相野農産、代表理事、鈴木弘之。
以上、３法人からの報告がありました。
詳細につきましては、４３ページから５４ページをごらん願います。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　以上、報告といたします。

議　長　これで本日の総会日程は全て終了しました。
そのほか、事務局から何かございませんか。
事務局。

参　与　連絡事項でございますけれども、皆様にお配りしている資料等、報告、たくさんあるのでございますけれども、この後、農地中間管理事業及び機構関連事業研修会ということで、公社のほうの方をお招きしての説明会、予定してございますけれども、その際に本会議に出席していない推進委員の皆様も、改めてその場に出席する予定ですので、皆さんそろったところで説明しなければならない事項もございますので、その他の報告事項はこの後の研修会終了後に改めて報告させていただきますので、どうかご了解願います。

議　長　皆さんのほうから何かありませんか。
（なしの声）

議　長

以上をもちまして、第１４回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前１０時２５分　閉会）